

第十三回 参議院經濟安定委員會會議録第九号

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君

理事

郡 祐一君

永井純一郎君

委員

小龍 彬君

杉山 昌作君

須藤 五郎君

政府委員

經濟安定 福田 篤泰君

政務次官 渡辺 逸龜君

物産庁第一部 長(物産庁次 長心得) 渡辺 逸龜君

事務局長 賀屋 正雄君

常任委員 桑野 仁君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 渡辺 一郎君

に關する臨時措置に關する法律案につ
きまして、前回に続き質疑を続行し、
同時に討論採決に入りまして、同法案
を多数で以て原案通り可決いたしましたわ
けであります。

今日の議題といたしましては、第一
に、外資に關する法律の一部を改正す
る法律案、それから第二に、ポツダム
宣言の受諾に伴い発する命令に關する
件に基く經濟安定本部關係諸命令の措
置に關する法律案、それから三番目に
若し時間がありましたならば、第二番
目の法律案と關係がありますところの
地代家賃統制廃止などに關する請願、
陳情二、三件の御審議をお願いしたい
と思ひます。

先ず第一に、外資に關する法律の一
部を改正する法律案を議題といたしま
すが、先ず政府側の提案理由の説明を
お願いいたします。

○政府委員(福田篤泰君) 只今議題と
なりました外資に關する法律の一部を
改正する法律案の提案理由につきまし
て、大要を御説明いたします。

日本經濟の自立とその健全な発達を
図り、國際收支の均衡を維持するため
に、国内における資本の蓄積の促進と
並んで、民間外資の導入が極めて必要
であることは今更申すまでもありませ
ん。

二十六年四月この法律を改正し、株式
取得の制限を緩和し、以て外資導入の
促進を図つたのであります。

この法律は御承知のように、外國資
本の投下について認可又は届出の制度
をとり、日本經濟の自立、發展及び國
際收支の改善に寄與するものに限つて
投下を認めるとともに、それに伴う海
外送金の保障措置を設けたものであり
ますが、平和條約の効力発生を目前に
控え、対日投資の活潑化が予測される
折柄、これら制度による制限は漸次こ
れを緩和すべき時期に立ち到つたと認
められるのであります。よつてこの
際、外國投資家の投資を容易にして外
資導入の促進を図るため、外國投資家
による株式等の取得の制限を大幅に緩
和し、且つ外國投資家が取得した株
式の売却代金その他の元本の回收金に
ついて、その海外送金を保障し得る途
を聞くと共に、新たに株式等について
指定及び確認によつても送金の保障を
與える制度を設ける等の措置をとるこ
とをいたしましたのであります。

次に本法案の主な内容を簡単に御説
明いたします。第一は、認可制度の改
正であります。先ず株式、持分の取
得について無償交付新株等の取得は認
可を要しないこととし、更に、株式、持
分に限らず、すべての場合に外國投資
家間の譲渡や相続、合併等による取得
はいずれも認可を要しないこととする
と共に、その認可基準を緩和し、海
外送金が保障されている株式、持分の
売却代金による他の株式等への再投資

を認可し得ることとし、いわゆる乗換
を認めることといたしました。次に、
受益証券について新たに認可制度を設
けることによつて送金保証を受け得る
途を開くと共に、他方技術援助契約の
締結、受益証券、社債、貸付金債権の
取得については海外送金を希望する場
合にのみ認可を要することとし、以て
海外送金制度と結び付いた認可制度の
確立を図つたのであります。

第二は、送金保証制度の拡大であり
ます。従来は技術援助の対価、株式、
持分の配当金、社債、貸付金債権の利
子、元本の償還金についてのみ海外送
金が認められ、株式、持分の売却代金
等については認められていなかったの
を、この改正により海外送金し得るこ
とに改め、又受益証券についての認可
制度採用に伴い、その果実及び元本の
償還金の海外送金を認めることといた
しました。即ち株式、持分の売却代金
については、株式、持分取得後三年経
過後の売却によつて得られた代金は五
年に分けて海外送金し得ることとし、
又受益証券の果実及び元本の償還金に
ついては、果実は全額を、元本の償還
金は五年に分けて海外送金し得ること
となりました。

第三は、株式等の指定及び果実又は
元本の回收金等に關する確認の制度を
設けたことであります。外資に關する
法律によるいわゆる送金保証は、投資
が行われる際に認可を受ければ爾後の
これに伴う送金については為替管理法
の許可を要しないこととしていたので

ありますが、先に述べましたように、
無償交付新株等の取得及び外國投資家
間の譲渡や相続、合併等による株式等
の取得はいずれも認可を要しないこと
となりましたので、これらの株式等につ
き送金保証の利益に均霑しようとする
ときは、認可に代るものとして指定を
受けさせて、その果実又は元本の回收
金等の海外送金を認めることといたし
ました。又すでに海外送金が認められ
ている果実又は元本の回收金等を相
続、合併等により取得したときも、こ
れについて確認を受けることにより海
外送金を認めることといたしました。

第四は、外國投資家預金勘定の設定
であります。先に述べましたように、
株式、持分の売却代金等や受益証券の
元本の償還金は即座に全額海外送金
し得ず、一定額は円貨として本邦内に
滞留せざるを得ません。従つて元本が
円貨で回收されてから現実に送金され
るまでの間、その勘定を明確にして海
外送金額の把握に便ならしめると共
に、これを放置いたしますと、經濟に対
し悪影響を與える虞れもありますので、
これを防止するため、外國投資家預金
勘定という特別の預金勘定を外國為替
銀行に開設し、これに預入せしめるこ
とをいたしましたのであります。

以上、外資に關する法律の一部を改
正する法律案の提案理由につきまし
て、概略を御説明いたしました。何
とぞ速かに御審議の上御賛成せられる
よう切望する次第であります。

○委員長(佐々木良作君) それでは委
員会を開会いたします。
今日は第十回になると思ひますが、
前回は去る二十七日開会いたしましたし
て、國際的供給不足物資等の需給調整

○委員長(佐々木良作君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（佐々木夏作君）速記を始め

それでは懇談で申上げましたように、外資に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、この内容説明及び質疑をあとの委員会に譲りまして、第二の議題に入りたいと思います。が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（佐々木良作君）　御異議あり

ませんようでありますから、第二の議題でありますところのボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案について、質疑を継続したいと思ひます。同法案の内容につきまして、かねて御審議願ひましたように、この法案の内容としては、大体四つありまして、一つは物価統制令の關係と、二番目に地代家賃統制令の關係、三番目に外国人の財産取得に関する政令關係、四番目に外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の關係、四つであります、最初の一、二につきましては、一番最初の委員会で審議して、そのままになつて、あと

きたいと思いますが、この内容及び地代家賃の値上げの問題につきましては、前の委員会におきまして、相当詳しく説明がされておりましたが、その後先日の新聞報道によりますというところ、最近の地代家賃統制額の今の値上げの問題と関連しまして、政府部内でも本令の存廃につきまして、改めて、と言いますか、存廃についての両説が又持上つて来ているという話を聞いておりますが、この措置法案の決定の際に、本令の廃止或いは存続という問題については、十分意見を交わされたんだらうと思つておりましたけれども、改めて廃止の意見が政府部内にも出ているように聞き受けられる理由、それから又そういう政治的な問題を離れまして、実際に現在におきまして、政府としては政令存続の必要を相当強く認められておられるのか。つまりこれを通して存続しておいて、又数日或いは旬日を出でずして、すぐ廃止ということがあられるならば、もう一遍これは検討し直したほうがいいと思います。最近の新聞の報道から、やはりこれはもうとりやめたほうがいいという話が相当強く出ているやに思ふのですから、その辺のいきさつを一つ御説明願えませんか。

○政府委員(渡辺逸君) 物価庁としては、只今の委員長の御質問のような地代家賃統制令を廃止してはどうかというような相談は、どこからも受けておりません。ただ非公式に今政府部内の物価庁以外のところで、地代家賃統制令の存続について疑問を持つておる人が、個人的には一、二あるように聞いておりますが、そういう役所から別に変更つて廃止に関する申入を受けたことは、ございません。物価庁といしま

いきさつを一つ御説明願えませんか。

しては、現在の地代家賃統制令の施行状況から見まして、極く一部、部分的にはこれは守つておられないということもございしますが、大多数においては◎というものが一つの基準になりました、それを著しく上廻つた地代家賃額というものは少いような調査の結果が現われておる次第でございます。これを只今廃止するということになりますと、貸主と借主との間の紛争が相当起るのではないかと、心を心配いたしております。従来統制をやつておりましたものは逐次廃止いたしました、が、そういうのは大体において◎と闇との価格とが非常に接近しておるような場合に初めて外しておるのであります、現在では一部分の闇は非常に不当に高いわけであり、それから、こういう時期に低い◎のまま外すということ、は、政府としても無責任なことでありまして、相当地代家賃に対して紛争が起るということが予想されますので、現行の統制額を逐次或る程度引上げまして、◎と◎の差が少くなつたような事態において外したい、その時期は数日中とか、或いは数カ月以内というやうな近い時期ではないように存じておる次第でございます。

○委員長(佐々木眞作君) 事務局としては今のお話でしようけれども、新聞等で見ましても、實際問題として、この地代家賃統制令を存続しておくことについては、政府部内で相当の異論があるらしく聞いております。ところが当委員会におきましては、最初提案されたときの内容に従ひまして、一応地代家賃約倍額の引上を前提にした資料と説明によつて、そういう内容の地代、家賃の統制が継続されるという法

であるが、統制令自身の廃止について

は、別にそれほど強い意見は出ていない、こういう状況でございますか。

○政府委員(福田繁泰君) 全部はまだでございます。そこまで固まつていないのであります。

○委員長(佐々木良作君) この關係につきまして、ほかに御質問ありませんか……。それでは順序を次に進めまして、先ほど申上げました三、四、外国人の財産取得に関する政令、それから外国政府の不

るのですが、どんなものでしょうか。

○政府委員(福田篤泰君) 私の承知し

ております範囲では、ともかく倍額の

い、
 こういふ状況でございますか。

動産に関する権利の取得に関する政令の質疑を続行したいと思います。ちよつと速記をとめて……。

【速記中止】

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め
て下さい。

それでは質疑事項が殆んど外務省の
関係であるようでありますので、外務
省関係は今日出席されておりませんか
ら、明日改めて委員会を開きまして、
外務省の当局を呼んで、そこで質疑を
継続してもらおうということにして、今
日はこれで委員会を終了したいと思い
ますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（佐々木夏作君） それではこ

で散会いたします。

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正
する法律

法律第六十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第九條」を「第九條の二」に、「届出又は認可」を「認可及び届出」に改題し、外國產云々を附

第三條第一項第二号中、「対外支

「内国支拂手段」及び「一對外支拂手段及び」を「對外支拂手段、内国支

拂手段及び」に改め、同項第三号中「で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るもの」を削り、同号の次に次の四号を加える。

四 「持分」とは、合名会社、合資会社及び有限会社、合資会社の持分その他法令で定める法人の持分をいう。

五 「受益証券」とは、証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二條に規定する証券投資信託の受益証券をいう。

六 「果実」とは、株式及び持分についてはその配当金、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の口数に応じ受ける金額、社債（外国において発行され、且つ、外国において支拂を受けることができるものを除く。以下同じ。）及び貸付金債権についてはその利子という。

七 「元本の回収金」とは、株式及び持分についてはその売却代金又は当該株式が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二條第一項の規定により発行された利益をもつてする株式の消却につき期限の定のある株式（以下「償還株式」という。）である場合において当該消却のためその株主に交付される金銭、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金につき当該受益権の口数に応じ受ける金額、社債及び貸付金債権についてはその元本の償還金につき当該債権の口数に応じ受ける金額をいう。

口数に応じ受ける金額、社債及び貸付金債権についてはその元本の償還金という。

第六條中「この法律に規定する契約により」を削り、「基いて」の下に「この法律の規定により」を加える。

第八條の見出し中「許可」を「指定」に改め、同條第一項中「又は大蔵大臣及び」又は許可」を削り、同項第三号中「更新又は継続」を「継続又は更新その他当該契約の條項の変更」に改め、同條第二項中「又は大蔵大臣及び」又は許可」を削り、同項第二号中「又は更新」の下に「その他契約の條項の変更」を加え、同條第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 政令で定める場合を除いては、外国投資家が株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権を取得する場合に、その取得の対価が左に掲げるもののいずれかでない場合

イ 当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得た内国支拂手段その他対外支拂手段と同等の価値のあるもの

ロ 株式、持分又は受益証券で第十五條の二第一項の規定に基きその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされ、かつ、そのものを当該外国投資家が売却して得た内国支拂手段。但し、当該取得の認可を申請した日以前一月以前の売却に因り取得した内国支拂手段を除く。

ハ ロに規定する株式又は持分

について、残余財産の分配金、合併に際しその株主若しくは社員に支拂われる金銭、当該株式（償還株式を除く。）若しくは持分を利益をもつて消却する場合においてその株主若しくは社員に交付される金銭、商法第三百七十九條第三項及び第四百十六條第三項並びに有限会社法（昭和三十三年法律第七十四号）第五十八條及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定によりその株主若しくは社員に交付される代金、当該株式の発行会社が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百九條の規定による再評価積立金の資本への組入に因り新株を発行した場合において当該株式につき割り当てられた当該新株の引受権の譲渡の対価又は当該新株についての再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）第十條の規定による請求に係る分配金その他政令で定めるもの（以下「残余財産の分配金等」という。）

ニ ロに規定する受益証券の元本の回収金として当該外国投資家が得た内国支拂手段。但し、当該取得の認可を申請した日以前一月以前の売却に因り取得した内国支拂手段を除く。

ハ ロに規定する株式又は持分

ハ ロに規定する株式又は持分

ハ ロに規定する株式又は持分

ハ ロに規定する株式又は持分

し、当該元本の回収金の支拂期日が当該取得の認可を申請した日以前一月以前の日である場合を除く。

ホ 当該外国投資家が他の外国投資家から相続、遺贈又は合併に因り取得した内国支拂手段で、ロからニまで中「当該外国投資家」とあるのを、ホに規定する他の外国投資家」と読み替えた場合においてロからニまでに掲げるものに該当するもの

ヘ 当該外国投資家が、当該取得のために第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定から当該取得の認可のあつた日以後拂いもどしを受けた内国支拂手段

八 第九條第三項中「規定は、」の下に「この法律の規定に基いて外資委員会が指定する場合及び」を加え、「又は承認」を、「承認その他の行政処分」に改める。

九 第九條第一項中「利子若しくは元本の償還金」を「果実若しくは元本の回収金」に改め、同條第二項中「配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金」を「株式、持分、受益証券又は社債の果実又は元本の回収金」に、「当該配当金、利子又は元本の償還金」を「当該果実又は元本の回収金」に改め、「持分」の下に「受益証券」を加え、第一章中同條の次に次の一條を加える。

（外国投資家預金勘定）

第九條の二 外国投資家預金勘定は、本邦通貨をもつて表示される外国為替銀行（外国為替及び外国

貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。）に對する特別の預金勘定とし、外国投資家に對し開設されるものとする。

2 外国投資家が、その開設している外国投資家預金勘定に預け入れることができるものは、左に掲げるものに限る。

一 当該外国投資家が適法に所有している株式又は持分の売却代金（但書を除く。）に掲げる売却代金に該当するもののうち、その売却の日から三月を経過しないもの

二 当該外国投資家が適法に所有している受益証券の元本の回収金（但書を除く。）に掲げる元本の回収金に該当するもののうち、その支拂期日から三月を経過しないもの

三 当該外国投資家が適法に所有している株式又は持分（第十五條の二第一項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているもの）につき当該外国投資家が受けた残余財産の分配金等のうち、その支拂期日から三月を経過しないもの

四 当該外国投資家が第十三條の三の規定による確認を受けた株式若しくは持分の売却代金、受益証券の元本の回収金若しくは残余財産の分配金等（以下この号において「売却代金等」という。）又はその確認を受けた請求権に係る売却代金等のうち、そ

の確定の日から三月を経過しないもの。但し、当該外国投資家による当該確定を受けた売却代金等又は請求権の取得が、当該売却代金等又は当該請求権に係る売却代金等の支拂期日（株式又は持分の売却代金については、その売却の日）から三月経過後に行われたものであるときは、他の外国投資家が適法に外国投資家預金勘定に預け入れていたものに限り、前項の規定により預け入れることができるものを除いては、外国投資家預金勘定に預け入れ、又はその預入を受けてはならない。

3 何人も、前項の規定により預け入れることができるものを除いては、外国投資家預金勘定に預け入れ、又はその預入を受けてはならない。

4 前三項に定めるものの外、外国投資家預金勘定の開設、当該勘定への預入、当該勘定からの拂い、もしその他当該勘定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章の標題中「届出又は認可を」認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等に改める。

第十條を次のように改める。
(技術援助契約の認可)
第十條 外国投資家及びその相手方は、技術援助契約でその期間又はその対価の支拂の期間が一年をこえるものうちその対価を外国へ向けた支拂により受領しようとするもの（以下「甲種技術援助契約」という。）を締結し、若しくは甲種技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更をしようとするとき、又は甲種技術援助契約以外の技術援助契約（以下「乙種技術援助契約」という。）の更新その他

技術援助契約の認可を要するもの（以下「甲種技術援助契約」という。）を締結し、若しくは甲種技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更をしようとするとき、又は甲種技術援助契約以外の技術援助契約（以下「乙種技術援助契約」という。）の更新その他

当該契約の條項の変更をしようとする場合において、当該更新その他当該契約の條項の変更の結果当該乙種技術援助契約が甲種技術援助契約となるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該技術援助契約の締結又は更新その他当該契約の條項の変更について外資委員会の認可を受けなければならない。

第十一條第一項中「ところにより、」の下に「当該取得について」を加え、同條第二項中「左の各号の一に該当し」を「その取得が当該法人の財産の増加をもたらしたに、配当金」を果実又は元本の回収金に改め、同項各号及び同條第四項を削り、同條第三項中「前項」を「前二項（前項第二号から第十号までを除く。）」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、左の各号に掲げる場合については適用しない。
一 外国投資家が、適法に株式又は持分を所有する他の外国投資家から当該株式又は持分を譲り受ける場合
二 外国投資家が、株式又は持分を相続又は遺贈に因り取得する場合
三 株式又は持分を所有する法人の合併に際し、合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人である外国投資家が、当該株式又は持分を取得する場合
四 適法に法人の株式又は持分を所有する外国投資家が、当該法人の合併に際し、当該株式又は

持分に基き合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分を取得する場合
五 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行会社の準備金の資本への組入に因り発行される新株の発行に際し、当該株式について割り当てられる当該新株を取得する場合
六 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行会社の再評価積立金の資本への組入に因り発行される新株（再評価積立金の資本組入に關する法律第四條第一項に規定する拂込金額の定がある新株を除く。）の発行に際し、当該株式について割り当てられる当該新株を取得する場合
七 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の分割又は併合に因り発行される新株を取得する場合
八 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式に対する利益の配当に充てるため発行される新株を取得する場合
九 適法に転換株式又は転換社債を所有する外国投資家が、当該転換株式又は転換社債について転換に因り新株を取得する場合
十 外国投資家が、連合国財産である株式の回復に關する政令（昭和二十四年政令第三百十号）若しくはドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）又は連合国財産の返還等に關する政令（昭和二十六年政令第

六号）の規定に基き株式の回復又は持分の返還を受ける場合
十一 その他政令で定める場合
第十二條及び第十三條を次のように改める。
(受益証券の取得の認可)
第十二條 外国投資家は、受益証券でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとするものを取得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。但し、当該取得の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下である場合その他当該取得が外国為替及び外国

貿易管理法に基き命令の規定の適用により短期の國際商業取引の決済のためのものであるとされる場合には、この限りでない。
2 前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらに号に掲げる場合に該当する場合については適用しない。
3 第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。
(投下外国資本の指定)
第十三條の二 外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権（以下この條において「株式等」という。）に係る果実又は元本の回収金であつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以下この條において同じ。）以後の日であるものを外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受けることができる。
一 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場合（同号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合において

六号）の規定に基き株式の回復又は持分の返還を受ける場合
十一 その他政令で定める場合
第十二條及び第十三條を次のように改める。
(受益証券の取得の認可)
第十二條 外国投資家は、受益証券でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとするものを取得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。但し、当該取得の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下である場合その他当該取得が外国為替及び外国

貿易管理法に基き命令の規定の適用により短期の國際商業取引の決済のためのものであるとされる場合には、この限りでない。
2 前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらに号に掲げる場合に該当する場合については適用しない。
3 第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。
(投下外国資本の指定)
第十三條の二 外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権（以下この條において「株式等」という。）に係る果実又は元本の回収金であつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以下この條において同じ。）以後の日であるものを外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受けることができる。
一 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場合（同号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合において

貿易管理法に基き命令の規定の適用により短期の國際商業取引の決済のためのものであるとされる場合には、この限りでない。
2 前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらに号に掲げる場合に該当する場合については適用しない。
3 第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。
(投下外国資本の指定)
第十三條の二 外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権（以下この條において「株式等」という。）に係る果実又は元本の回収金であつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以下この條において同じ。）以後の日であるものを外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受けることができる。
一 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場合（同号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合において

同号に掲げる場合に該当する場合を含む。）に第八條第二項第四号イからヘまでに掲げるものを対価として取得した株式等。この場合において、第八條第二項第四号ロからニまで中「当該取得の認可を申請した日前一月」とあるのは、「当該取得の日前三月」と、同項第四号ヘ中「当該取得の認可のあつた日以後」とあるのは、「当該取得の日以前一月以内」とする。

二 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号から第三号までに掲げる場合（これらの号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合を含む。）に他の外国投資家からの譲受（内国支拂手段を対価とする譲受を除く。）に因り又は相続、遺贈若しくは合併に因り取得した株式等で、当該他の外国投資家又は被相続人、遺贈者若しくは合併に因り消滅した法人（当該株式等が相続、遺贈又は合併に因りこれらの者が取得したものであるときは、政令で定める者を含む。）について第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既に当該株式等の果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされて

いたもの
三 株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされて

三 株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされて

れているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第四号から第八号までに掲げる場合に当該株式又は持分につき取得した株式又は持分

四 転換社債又は転換株式で第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第九号に掲げる場合に当該転換社債又は転換株式につき取得した株式

五 当該外国投資家が、第十一條第三項第十号に掲げる場合に第八條第二項第四号イからヘまでに掲げるものを対価又は対価に相当するものとして回復を受けた株式。第一号後段の規定は、この場合について準用する。

六 第十一條第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの（技術援助の対価等の相続等の確

認）
第十三條の三 外国投資家は、相続、遺贈又は合併に因り技術援助の対価若しくは株式、持分、受益証券、社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金若しくは残余財産の分配金等（以下この條において「対価等」という。）又はこれらのものの請求権を他の外国投資家から取得し、当該対価等（当該請求権に係る対価等を含む。）又は当該残余財産の分配金等（当該

請求権に係る残余財産の分配金等を含む。）を生じた株式又は持分の元本の回収金の外国へ向けた支拂が、第十五條又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定に基き当該他の外国投資家（当該対価等又は当該請求権が相続、遺贈又は合併に因り当該他の外国投資家が取得したものであるときは、当該他の外国投資家以外の政令で定める外国投資家を含む。）について認められたものとされているものである場合において、当該対価等又は当該請求権に係る対価等を外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、前條の規定の適用を受ける場合を除く外、外資委員会規則で定めるところにより、当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）から三月以内にその旨を外資委員会に届け出て、その確証を受けることができる。

第十四條の見出しを（認可、指定又は確認の條件）に改め、同條中「認可」の下に「指定又は確認」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する條件」の下に「及び前項の規定による変更後の條件」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律の規定による認可、指定又は確認を受けた外国投資家が、外資委員会規則で定めるところにより、前項の規定により附された條件の変更を外資委員会に申請した場合においては、外資委員会は、当該申請につきやむを得ない事情があるとき認めるときに限り、これを変更することができる。

第十五條を次のように改める。
（技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金の送金の保証）

第十五條 第九條の規定により技術援助の対価若しくは社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、当該社債若しくは貸付金債権につき第十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価（当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更に係るものであるときは、その支拂期日が当該認可の日以後の日であるものに限る。）又は当該果実若しくは元本の回収金（その支拂期日が当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）以後の日であるものに限る。）の外国へ向けた支拂が認められたものとされて

ものとする。但し、前條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

（株式、持分又は受益証券の果実又は元本の回収金の送金の保証）
第十五條の二 第九條の規定により株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、当該株式、持分若しくは受益証券につき第十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、左の各号に掲げるものであつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）以後の日であるもの、外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

一 当該株式、持分又は受益証券の果実
二 当該株式（償還株式に限る。）の利益をもつてする消却金

五

三 当該株式又は持分の売却代金

で、その売却が当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外
国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年経過後に行われたもの。但し、当該外国へ向けた支拂がその売却の日から三月経過後に行われるものであるときは、その売却の日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

四 当該受益証券の元本の回収金。

但し、当該外国へ向けた支拂が当該元本の回収金の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第二項に規定する外国投資家預金勘定に預け入

2

2 左の各号に掲げるものの外国へ向けた支拂は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該各号の外国投資家について認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

財産の分配金等の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二 外国投資家が開設している第

九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子（送金を保証された株式、持分又は受益証券の元本の回収金等の送金額の制限）

第二十五條の三 外国投資家が、前條第一項の規定に基き外国へ向けた株支拂が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外国へ向けた支拂をする場合において、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場

2

2 外国投資家が、前條第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回收金で、その支拂期日の属する年以後の各年におけるその支拂期日又はその日の前日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることが出来るもの

は、その外国へ向けたい支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回收金のうち、その金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する元本の回收金については、前條第一項の規定は、適用しない。

3

外国投資家が、前條第二項の規

定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等で、当該株式又は持分当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることができるとは、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等のうちその金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する残余財産の分配金等については、前條第二項の規定は、適用しない。

行する株式又は同一法人の持分の売却代金に、前項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分についての残余財産の分配金等ことに、それぞれ各別に適用する。

(確認を受けた技術援助の対価等の送金の保証)

第十五條の四 外国投資家が、第十三條の三の規定により同條に規定する対価等又は請求権について確認を受けたときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価等若しくは当該請求権に係る同條に規定する対価等又はこれらのもので第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられたものにつき生ずる利子の外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が条件を附した場合には、当該条件に従わなければならない。

第二十四條中「契約を締結し、若しくは更新し」を「技術援助契約を締結し、若しくは当該契約の更新その他当該契約の條項の変更をし」に改め、「持分」の下に「受益証券」を

加え、同條に次の一項を加える。

2 外資委員会は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、左に掲げるものに関し、外国投資家又はその相手方その他の利害関係人から報告を求めることができる。

一 この法律の規定による認可を受けて締結し、又は更新その他契約の條項の変更をした技術援助契約

二 この法律の規定による認可を受けて取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

三 この法律の規定による届出をした株式又は持分

四 この法律の規定による指定を受けた株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五 この法律の規定による確認を受けた第十三條の三に規定する対価等及び請求権

六 この法律の規定により附した條件の履行状況

七 この法律の規定により開設した外国投資家預金勘定

第二十六條第一号を同條第二号とし、同條第二号を同條第三号とし、

同條第三号を同條第五号とし、同條に第一号として次のように加える。

一 第九條の二第三項の規定に違反した者

第二十六條に第四号として次のように加える。

四 第十二條第一項の規定に違反した者

第二十七條中「又は虚偽を」と又は同項若しくは第十三條の三の規定による届出をなすに際し虚偽に改める。

第二十八條中「第二十四條の下に」第一項若しくは第二項を加える。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国投資家がこの法律施行前にその締結若しくは更新その他契約の條項の変更又は取得について改正前の外資に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定による認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権（以下「株式等」という。）及び外国投資家がこの法律施行前に改

正前の法附則第四項の規定による指定を受けた株式又は持分に係る技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金のうち、改正前の法第十五條第一項又は同法附則第四項の規定に基き外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされているものについて

は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十五條又は第十五條の二の規定に基き外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、配当金については、当該株式若しくは持分がこの法律施行前に当該外国投資家により取得されたものであるとき、又は当該株式若しくは持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第十五條第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないときに限る。

3 外国投資家が、この法律施行前にその取得した株式等についてその果実又は元本の回収金（それぞれ改正後の法第三條第一項に規定する果実又は元本の回収金をい

う。以下同じ。）のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている果実又は元本の回収金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合、外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合及び外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金の請求権に係る当該対価、果実又は元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合においては、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、当該條項を適用する。

前	後
外資に関する法律の一部を改正する法律による改正前の外資に関する法律第十一條第一項の規定による認可を受けて当該外国投資家が取得した株式又は	外資に関する法律の一部を改正する法律による改正前の外資に関する法律第十一條第一項の規定による認可を受けて当該外国投資家が取得した株式又は

條 項	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三條の二	当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）
	当該株式等の取得の日から	外資に関する法律の一部を改正する法律の日から

第十三條の二第一号	対価として	後
第十三條の二第六号	第十一條第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの	外資に関する法律の一部を改正する法律による改正前の外資に関する法律第十一條第一項の規定による認可を受けて当該外国投資家が取得した株式又は

第十三條 の三	当該外国投資家が当該対価等又は当該請求權を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該対価等又は当該請求權の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條	当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條 の二第一項	当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該株式又は持分の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條 の二第一項第一号	果実	果実（外資に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされてゐるものを除く。）
第十五條 の二第一項第二号	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日

第十五條 の二第二項第二号	取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日
第十五條 の二第二項第一号	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回收金の外国へ向けた支拂が認められたものとされてゐる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日
第十五條 の二第三項及び第三号	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日

備考 この表において「外資に
関する法律の一部を改正する
法律」とは、この法律をい
う。

4 外国投資家は、この法律施行前
に改正前の法第十一條第一項の規
定による認可を受けてこの法律施
行後取得した株式又は持分で、そ
の配当金が附則第二項の規定の適
用により外国へ向けた支拂が認め
られたものとされているものの方
ち、当該株式又は持分の当該外国
投資家による取得が改正後の法第
十一條第三項各号に掲げる場合に
おける取得に該当しないものの元
本の回收金を外国へ向けた支拂に
より受領しようとするときは、外
資委員会規則で定めるところによ
り、この法律施行の日から三月以
内に申請して、当該株式又は持分
について外資委員会の指定を受け
ることができる。

5 前項の規定による外資委員会の
指定は、改正後の法第十三條の二
の規定による指定とみなす。

6 前項の規定の適用がある場合に
おける改正後の法第十五條の二第
一項の規定の適用については、同
項中「左の各号」とあるのは、「第
二号及び第三号」とする。

7 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所